

# 笠間市 循環型社会形成推進地域計画

## 【第 1 期】

平成30年11月

変更 令和 2年12月

変更 令和 3年12月

笠 間 市



# 目次

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
(1) 対象地域	1
(2) 計画期間	2
(3) 基本的な方向	2
(4) ごみ処理施設整備事業における基本的な方向	2
(5) 浄化槽設置整備事業における基本的な方向	2
(6) 広域化処理の状況	3
2. 循環型社会形成推進のための現状と目標	3
(1) 一般廃棄物等の処理の現状	3
(2) 一般廃棄物等の処理の目標	4
(3) 生活排水の処理の現状	5
(4) 生活排水処理の目標	5
3. 施策の内容	6
(1) 発生抑制、再利用の推進	6
(2) 処理体制	8
(3) 処理施設等の整備	11
(4) 施設整備に関する計画支援事業	12
(5) その他の施策	13
(6) 浄化槽の整備	14
(7) 単独処理浄化槽対策	14
4. 計画のフォローアップと事後評価	14
(1) 計画のフォローアップ	15
(2) 事後評価及び計画の見直し	15
様式1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1（平成31年度）	16
様式2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2（平成31年度）	19
参考資料様式5 施設概要（最終処分系）	20
参考資料様式7 施設概要（浄化槽系）	21
参考資料様式8 計画支援概要	22
別添1 主な指標のトレンドグラフ（一般廃棄物の減量化・再利用の現状と目標）	24
別添2 一般廃棄物処理施設配置図	27
別添3 現有施設の概要	28
別添4 浄化槽設置整備事業区域図	30
別添5 笠間市ハザードマップ	31



# 笠間市 循環型社会形成推進地域計画

## 1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

### (1) 対象地域

構成市：笠間市

面積：240.25 km<sup>2</sup>

人口：75,316人（令和2年3月31日現在推計人口）

(内訳)

	笠間市（笠間地区）	笠間市（友部地区）	笠間市（岩間地区）	合計
面積（km <sup>2</sup> ）	131.61	58.71	49.93	240.25
人口（人）	24,912	35,661	14,743	75,316

※出典 笠間市人口統計（住民基本台帳旧市町別人口）

※各地区面積については小数点第2位まで表記



図1 対象地域

### (2) 計画期間

本計画は、平成31年4月1日から令和6年3月31日までの5年間を計画期間とする。なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

### (3) 基本的な方向

笠間市（以下、「本市」という。）は、茨城県のほぼ中央に位置し、近年では交通網の整備により時間的に短縮され、首都の近郊地域として位置付けられている。

当該計画においては、本市が実施するごみ処理施設整備事業及び浄化槽設置整備事業に関するものであり、内容については、本市（笠間地区、友部地区、岩間地区）について記述することとする。

### (4) ごみ処理施設整備事業における基本的な方向

既存施設については、老朽化が進み安定的なごみ処理体制の維持が難しくなることから、今後の処理体制を踏まえた新たなごみ処理施設の計画を検討している。

また、笠間地区と友部・岩間地区で異なっている分別区分・排出方法・排出場所・収集頻度などを見直し、市内全域を統一したごみ処理体制の構築の早期実現を目指し、ごみの排出抑制、再資源化を推進する。

### (5) 浄化槽設置整備事業における基本的な方向

#### ① 生活排水処理に係る理念、目標

生活排水処理においては、公共用水域の汚濁の多くが生活排水に起因していることから、積極的な生活排水対策を迫られており、本市においては涸沼川や巴川をはじめとした大小河川の水質環境保全を推進していくことがますます重要となっている。

このような状況から、生活排水を適正に処理するため、身近な公共水域の水質改善を図るべく生活排水処理に関する事業に取り組み、地域住民の理解と協力のもと、より快適で豊かな水環境を得ることを生活排水処理の目標とする。

#### ② 生活排水に係る基本方針

本市では、市民の快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全のため、下水道及び農業集落排水施設の整備を推進するとともに、下水道及び農業集落排水の整備区域外の地域においては浄化槽への転換及び設置の推進を図り、市民に対して適正な水の利用に関する普及啓発を行っていく。

ア 市街化区域（市街化調整区域の一部を含む。）における生活排水の処理については、公共下水道整備事業のより一層の促進、農業集落排水の処理施設による水洗化の促進を図る。

イ ア以外の市内全域は、浄化槽設置整備事業（個人設置型）を活用して整備をすることとする。

ウ 生活雑排水の処理を進めるため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進を図る。

(6) 広域化処理の状況

ごみ焼却施設からのダイオキシン類の発生抑制や施設稼働の効率性、施設整備に係る財政負担の軽減などから、県は、平成10年4月に「ごみ処理広域化計画」を定め、県内を22ブロックに分けて広域化を促進してきた。その後、平成23年4月に「第3次茨城県廃棄物処理計画」を策定し、県内を10ブロックに再編成した。本市は、第3次茨城県廃棄物処理計画の将来的な広域化ブロックの中で第3ブロックに入っている。ごみ処理については、笠間地区はエコフロンティア笠間（(財)茨城県環境保全事業団）の施設で処理し、友部・岩間地区は笠間・水戸環境組合において処理していたが、水戸市が新たに処理施設を整備することから、令和2年3月に笠間・水戸環境組合を脱退したことに伴い組合は解散となり、本市は既存施設である環境センターを引き継いだ。

しかし、施設は稼働開始から20年以上が経過していることから、2地区（笠間地区・友部岩間地区）のごみ処理体制の統一に向けた新たなごみ処理施設の計画を行っている。

今後の一般廃棄物の処理における課題解決の方策を見極め、更なる排出抑制・再資源化、ごみ処理体制の統一化等について検討することが必要となる。

2. 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成29年度の一般廃棄物の排出、処理状況は、図1のとおりである。

なお、友部・岩間地区のごみ焼却に伴う余熱は、本市環境センターの場内給湯及びゆかいふれあいセンターの温水プールやお風呂に利用している。

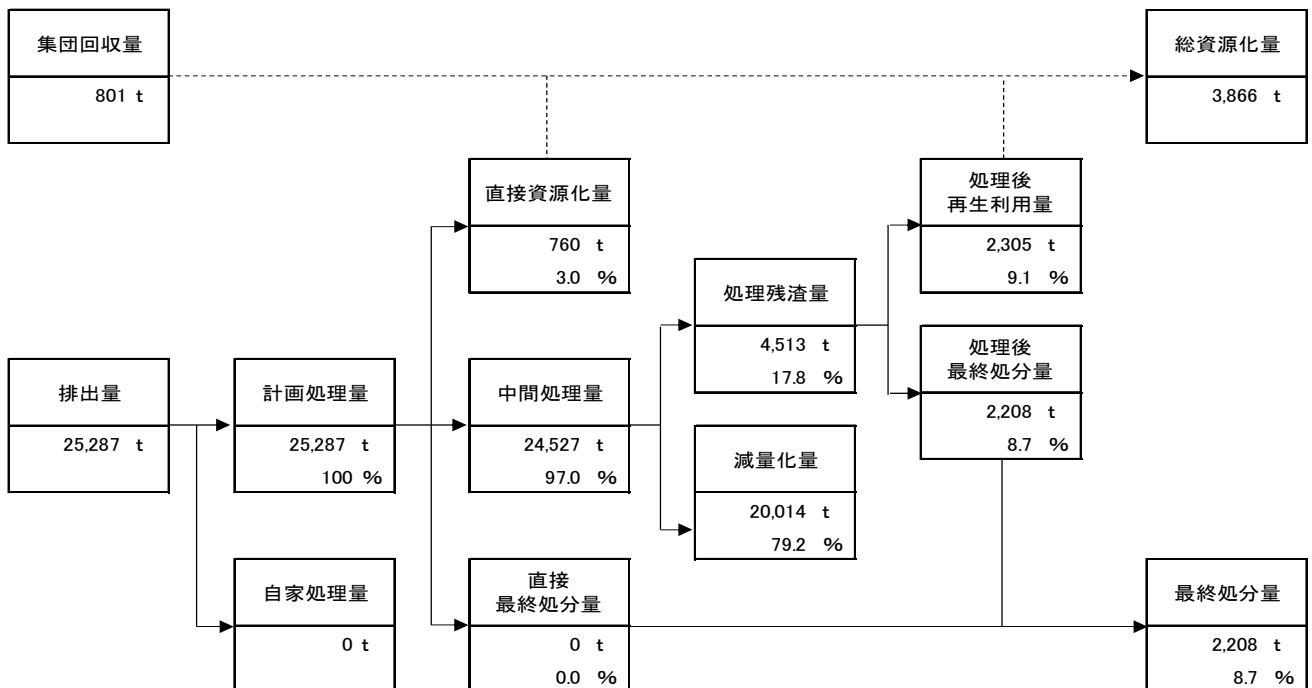


図1 現状（平成29年度）のごみ処理状況フロー

(2) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画期間中には、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1及び図2のとおり目標について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指標		現状(割合 <sup>※1</sup> ) (平成29年度)		目標(割合 <sup>※1</sup> ) (令和6年度)	
排出量	事業系 総排出量	6,539 トン		6,094 トン	(-6.8%)
	1事業所当たりの排出量 <sup>※2</sup>	1.9 トン/事業所		1.8 トン/事業所	(-5.3%)
	生活系 総排出量	18,748 トン		16,888 トン	(-9.9%)
	1人当たりの排出量 <sup>※3</sup>	328.0 kg/人		234.0 kg/人	(-28.7%)
合計	事業系家庭系排出量合計	25,287 トン		22,982 トン	(-9.1%)
再生利用量	直接資源化量	760 トン	(3.0%)	780 トン	(2.6%)
	総資源化量	3,866 トン	(15.3%)	3,973 トン	(2.8%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量(年間の発電電力量)	-		-	
最終処分量	埋立最終処分量	2,208 トン	(8.7%)	2,071 トン	(-6.2%)

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = {(生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

《指標の定義》

排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量（集団回収されたごみを除く。）[単位：トン]

再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 [単位：トン]

エネルギー回収量：エネルギー回収施設において使用された年間の発電電力 [単位：MWh]

減量化量：中間処理量と処理後の残さ量の差 [単位：トン]

最終処分量：埋立処分された量 [単位：トン]

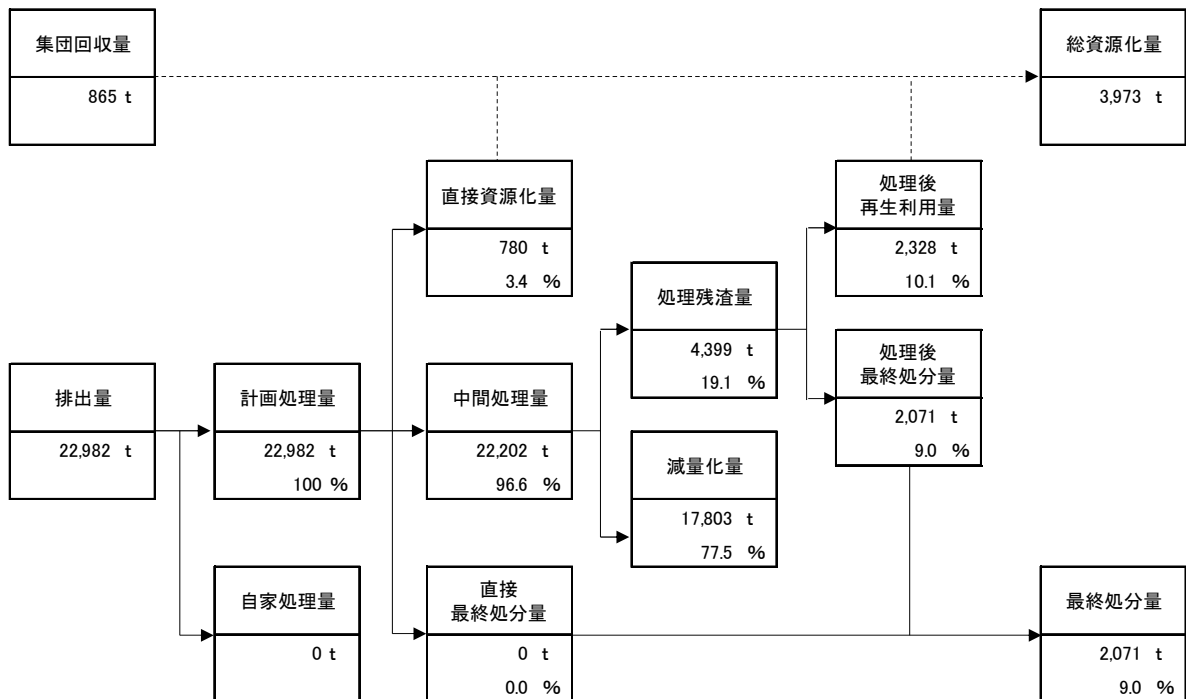


図2 目標年度（令和6年度）のごみ処理状況フロー



### (3) 生活排水の処理の現状

令和元年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は次のとおりである。

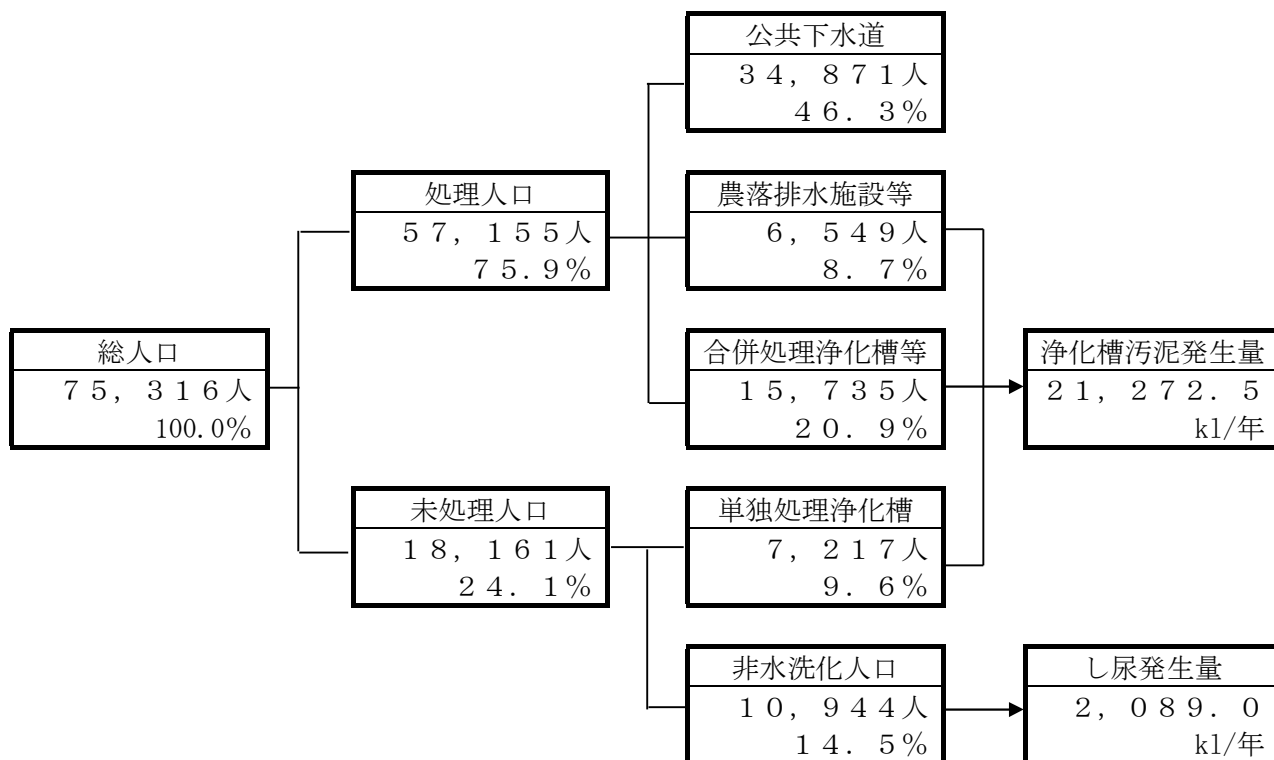


図1 生活排水の処理状況のフロー

### (4) 生活排水処理の目標

生活排水処理については、表1に掲げる目標のとおり、合併処理浄化槽の整備等を進めていくものとする。

表1 生活排水処理に関する現状と目標

		令和元年度実績	令和6年度目標
処理形態別人口	公共下水道	34,871人(46.3%)	36,482人(50.7%)
	農業集落排水施設等	6,549人(8.7%)	7,016人(9.8%)
	合併処理浄化槽等	15,735人(20.9%)	14,627人(20.3%)
	未処理人口	18,161人(24.1%)	13,805人(19.2%)
	合計	75,316人(100.0%)	71,930人(100.0%)
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	2,089.0キロリットル	1,670.0キロリットル
	浄化槽汚泥量	21,272.5キロリットル	21,280.0キロリットル
	合計	23,361.5キロリットル	22,950.0キロリットル

※出典：浄化槽等処理人口調査より

### 3. 施策の内容

#### (1) 発生抑制、再利用の推進

##### ①排出抑制・再資源化計画

排出抑制・再資源化計画として、表2に示す取り組みを推進する。

表2 発生抑制・排出抑制のための取り組み

<b>ごみの有料化とごみ減量化の推進</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・可燃ごみについては有料指定袋、不燃物と粗大ごみについては有料処理券を導入している。</li><li>・処理施設への直接搬入ごみに対する処理手数料の無料区分を見直し、排出する量に応じた費用の負担とごみの排出抑制、再資源化の推進を図る。</li><li>・事業者に対して、製造、加工、販売等の事業活動によって生じる廃棄物の再利用を通じた廃棄物の減量化を促進する。</li><li>・生ごみを堆肥化し、その堆肥を農業従事者などで有効利用できる仕組みについて検討する。</li><li>・環境配慮商品利用やレジ袋の有料化、マイバッグの取り組みの拡大を通じて、市民の環境に配慮した消費行動を促進する。</li><li>・市民が企画・開催するフリーマーケットなどのイベント支援やリサイクルに関する情報提供の充実を通してリユースを促進する。</li></ul>
<b>資源の循環利用の推進</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・先進的なリサイクル技術の導入や取り組みを行っている市内企業を支援し、資源の循環利用を促進する。</li><li>・公共下水道及び農業集落排水における汚泥の再利用について検討する。</li><li>・資源物団体回収や地域リサイクル活動など、市民の自主的なリサイクル活動を支援する。</li><li>・小型家電製品や廃食用油を回収し、資源の循環利用を推進する。</li></ul>
<b>市民・事業者のごみの適正処理の促進</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・3R運動の啓発活動を通じ、ごみの発生抑制・再利用・リサイクルに関する意識の普及啓発に努める。</li><li>・ごみの分別収集を適宜見直し、市民に対し、収集日程や適切なごみ出しのルール・マナーを分かりやすく周知する。</li></ul>
<b>適切な収集体制の確立</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・収集業者と連携し、効率的かつ円滑なごみ収集を推進する。</li><li>・ごみ集積ボックスの設置を補助するとともに、集積所の美化対策を推進する。</li><li>・高齢者、障害者等を対象とした不燃ごみ・資源物専用の収集袋の導入を進め、全ての市民が利用しやすい収集体制の構築を進める。</li></ul>
<b>ごみ減量化に向けた事業活動の促進</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・事業活動に伴う廃棄物再生利用品の開発を促進するとともに、市では率先して再生利用品を購入する。</li><li>・環境マネジメントシステムの構築など、事業活動における廃棄物の減量化・リサイクルへの取り組みを促進する。</li><li>・異業種間における資源の循環利用の推進によりゼロエミッションの促進に努める。</li><li>・事業活動における簡易包装の普及啓発に努めエコショップ制度認定店舗の推進を図るとともに、広く消費者にPRし普及を促進する。</li></ul>

## ②ごみの排出抑制のための方策に関する事項

### ア 行政の役割

本市は、循環型社会への取り組みの推進役としての役割を踏まえ、一般廃棄物処理基本計画を策定するとともに、計画において定められた施策を着実に実施する。また、新たなごみ減量化のための施策に取り組む。

また、第2次笠間市環境基本計画において、「【3Rの推進】資源循環型まちづくりプロジェクト」を重点事業の一つとして掲げ、次の取り組みを行う。

- ・ 3R運動の啓発活動等を通じ、ごみの発生抑制・再利用・リサイクルに関する意識の普及啓発に努める。
- ・ 事業者に対して、製造、加工、販売などの事業活動によって生じる廃棄物の再利用・再生利用を通じた、廃棄物の減量化を促進する。
- ・ 資源物団体回収や地域リサイクル活動など、市民の自主的なリサイクル活動を支援する。
- ・ 新たなごみ減量化のため細かな分別を推進し、ごみの資源化・減量化を図る。

### イ 市民の役割

市民は、日常生活における廃棄物の排出抑制に努め、市が実施する施策に積極的に協力する。

また、ごみ減量とリサイクルに向けた取り組みを推進するために、次の取り組みを行うよう心がける。

- ・ エコクッキング等により生ごみを減らす工夫に務めるとともに、生ごみを堆肥化するなどし、ごみの減量化やリサイクルに努める。
- ・ 買い物ではエコショップを優先的に利用し、環境に配慮した商品を積極的に購入する。
- ・ 買い物際にはマイバッグを持参し、レジ袋削減に協力する。
- ・ フリーマーケットへの参加・出店や広報等のリサイクル情報を活用し、不用品を再利用する。
- ・ 各種リサイクル関連法に基づき、使用済み家電等はリサイクルや適正処理に努めるとともに、自主的にリサイクル活動を行う。
- ・ 収集日程を把握し、市の分別方法や適切なごみ出しのルール、マナーを順守する。
- ・ 集積所の美化に努める。
- ・ 市が実施するごみ減量化及びリサイクル活動に協力する。

### ウ 事業者の役割

事業者は、自らの責任と負担において、その事業活動に伴って生じる廃棄物の発生を抑制し、再利用等を図ることで、その減量に努めるとともに、廃棄物を適正に処理する。また、自らの責任と負担において、その事業活動にかかる製品その他のものが使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努める。さらに、事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料を利用し、市が実施する施策に積極的に協力する。

また、ごみの減量とリサイクルに向けた取り組みを推進するために、次の取り組みを行うよう心掛ける。

- ・飲食店や食品加工場等では、生ごみを減らす工夫に努めるとともに、生ごみ処理機を活用するなどし、飼料や肥料として減量化やリサイクルに努める。
- ・畜産農家は畜産排泄物の堆肥化に努めるとともに、農業従事者は堆肥の受け入れに努める。
- ・エコショップ制度に登録するとともに、環境に配慮した商品の販売に努める。
- ・マイバッグ運動に参加し、レジ袋削減に協力する。
- ・市の分別方法を順守する。
- ・環境マネジメントシステムの構築など、事業活動における廃棄物の減量化・リサイクルに努める。
- ・廃棄物再生利用品の開発など、ゼロエミッションを推進する。

## (2) 処理体制

### ①ごみ処理体制

ごみ処理体制は、表3、表4に示すとおりとする。笠間・水戸環境組合が令和2年3月に解散したことにより、本市が環境センターを引き継いでいるが、環境センターの稼働率が低くなり、処理コストが上昇している。これらのことから、本市における今後の効率的な処理方法、処理体制の統一化等が必要となる。

このため、当面は新たな処理体制が構築できるまでは、既存の施設を利用した体制を継続し、令和2年度以降は新たなごみ処理体制に向けた具体化及び対応が必要となる。

表3 ごみ処理体制

(平成30年度～令和元年度)

	笠間市(友部地区・岩間地区)
収集・運搬	笠間市
中間処理	笠間・水戸環境組合
最終処分	

※この期間に新たな処理体制を決定します。



(令和2年度～令和5年度)

新たなごみ処理体制に向けた検討の具体化及び対応

	笠間市(友部地区・岩間地区)
収集・運搬	笠間市
中間処理	笠間市直営又は民間活用
最終処分	

※この期間に新たな処理体制の具体化及び対応が必要です。



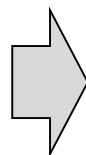
(令和6年度以降)

エコフロンティアかさま溶融処理施設が事業を終了する予定であるため、  
収集・運搬、中間処理、最終処分とも笠間市が実施

	笠間市(友部地区・岩間地区・笠間地区)
収集・運搬	笠間市
中間処理	笠間市直営又はDBO方式等の民間活用
最終処分	

表4 本市環境センターの分別区分と処理方式の現状と今後

現状（29年度）				
分別区分	処理方法	処理施設等		処理実績 (トン)
		一次処理	二次処理	
可燃ごみ	焼却	笠間・水戸環境組合 環境センター (ごみ焼却処理 施設)	諏訪クリーンパーク (第Ⅰ期分)	14,268
粗大ごみ(可燃性)				135
粗大ごみ(不燃性)	(破碎・選別 リサイクル 圧縮等)	笠間・水戸環境組合 環境センター (粗大ごみ処理 施設)	資源化業者に 引き渡し	384
不燃ごみ				376
スプレー缶				-
缶・びん				353
ペットボトル				55
紙類				516
布		59		
発泡トレイ		1		
有害ごみ		14		
廃食用油		-		
小型家電		-		



今後（令和6年度）								
分別区分	処理方法		処理施設等		処理見込み (トン)	分別区分		
			一次処理	二次処理				
可燃ごみ	焼却	焼却	笠間市直営 又は民間活用 環境センター (ごみ焼却処理 施設)	諏訪クリーンパーク (第Ⅱ期分)	13,517	可燃ごみ		
粗大ごみ(可燃性)		破碎・ 焼却			112	粗大ごみ		
粗大ごみ(不燃性)	(破碎・選別 リサイクル 圧縮等)	破碎・ 再資源化	笠間市直営 又は民間活用 環境センター (粗大ごみ処理 施設)	資源化業者に 引き渡し	306		不燃ごみ	
不燃ごみ					343			
スプレー缶					-	スプレー缶		
缶・びん					選別・ 再資源化	398		缶・びん
ペットボトル					圧縮・ 再資源化	47		ペットボト ル
紙類					再資源化	571		紙類
布		再資源化	笠間市直営 又は民間活用 リサイクルセンター	資源化業者に 引き渡し	71	布		
発泡トレイ					圧縮・ 再資源化	2	発泡トレイ	
有害ごみ					17	有害ごみ		
廃食用油					-	廃食用油		
小型家電		再資源化	市役所・支所で 一時保管	-	小型家電			

## ②一般廃棄物処理手数料等

一般廃棄物の減量の推進を図るため、可燃ごみ収集袋等、ごみの搬入における一般廃棄物処理手数料について検討する。また、市民が持ち込む家庭ごみの自己搬入受付曜日等についても検討する。

## ③ごみ処理フロー

平成 31 年度までは新たな処理フローの検討をしつつ現在の体制を維持する。令和 2 年度以降は、新たなごみ処理フローの検討の具体化及び対応を行う。

## ④収集・運搬計画

### ア．収集・運搬実施体制

家庭系ごみは、分別区分に従ってごみ集積所等指定の場所に搬出されたごみを市が収集するか、排出者自ら搬出するものとする。

事業系ごみは、許可業者又は、排出者自ら直接搬入するものとする。

### イ．収集・運搬方法

収集・運搬方法は、平成 30 年度から平成 31 年度までは新たな収集・運搬体制の検討を行いつつ現在の体制を維持する。令和 2 年以降は新たな収集・運搬体制の検討の具体化及び対応を行い、ごみ処理体制の統一化と併せて新たな収集・運搬体制を検討、対応する。

## (3) 処理施設等の整備

平成 30 年 3 月に策定した「笠間市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、施設の稼働期限を見据えた保全計画の策定・実行によって計画的な維持管理・施設整備を行っていく。

ア. 廃棄物処理施設

上記（２）の統一化後の分別区分及び処理体制での処理及び諏訪クリーンパークが令和５年度で埋立終了となることから、表５のとおり必要な施設整備を行う。

表５ 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	最終処分場 (諏訪クリーンパーク)	最終処分場整備事業	48,600 m <sup>3</sup>	茨城県笠間市平町 北ノ久保 1106-1	R3 ~ R4
2	ごみ焼却施設	エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業	80t/日	笠間市長兔路仁古 田入会地 1 丁目 172	R7~R9 (第 2 期計画)
3	リサイクルセンター	マテリアルリサイクル推進施設整備事業	15t/日	笠間市長兔路仁古 田入会地 1 丁目 172	R7~R9 (第 2 期計画)

(整備理由)

事業番号 1 第 I 期分の埋立容量が終了するため

事業番号 2 既存施設の老朽化及び安定的なごみ処理体制を維持するため (第 2 期計画)

事業番号 3 既存施設の老朽化及び安定的なごみ処理体制を維持するため (第 2 期計画)

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3) アの施設整備に先立ち、表 6 のとおり計画支援業務を行う。

表 6 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	実施期間
1	最終処分場整備事業	施設整備基本計画	R1
		測量調査	R1
		地質調査	R1
		生活環境影響調査	R1
		施設基本設計・実施設計	R2
		浸出水処理施設発注支援	R2
2	エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業 (事業番号 2) 及びマテリアルリサイクル推進施設整備事業 (事業番号 3) に係る施設整備計画策定業務	施設整備計画策定	R4~R5
3	エネルギー回収型廃棄物処理施設整備	環境影響評価	R4~R5



事業番号	事業名	事業内容	実施期間
	備事業（事業番号2）及びマテリアルリサイクル推進施設整備事業（事業番号3）に係る環境影響調査業務		
4	エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業（事業番号2）及びマテリアルリサイクル推進施設整備事業（事業番号3）に係る用地測量、地質調査業務	用地測量調査、地質調査	R4
5	エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業（事業番号2）及びマテリアルリサイクル推進施設整備事業（事業番号3）に係る発注仕様書等作成業務	発注仕様書作成等	R5～R6

## （5）その他の施策

### ①ごみの分別区分

ごみの分別区分は、令和2年度までは新たな分別区分の検討を行いつつ現在の体制を維持する。令和3年度以降は、新たな分別区分の具体化及び新たな分別体制への移行に向けて周知等を行う。収集体制の統一化に併せて新たな分別区分が実施できることを目指して進めていく。

### ②中間処理計画

環境センターは、令和2年3月に組合が解散し、令和2年4月から本市が環境センターを引き継いでいる。

今後の中間処理方式は、令和4年度までは現在の処理体制（環境センター及びエコフロンティアかさま）を継続するが、環境センターの稼働率（施設規模に対するごみ処理量の割合）が低くなるとともに、処理コストが上昇することから、本市における今後の効率的な処理方法、処理体制の統一化が必要となる。なお、令和5年度からは統一化した新たな体制で笠間地区・友部地区・岩間地区の中間処理を本市が実施する。

### ③余熱利用

本市の環境センターでは、焼却に伴う余熱を場内給湯及びゆかいふれあいセンターの温水プールやお風呂に利用しており、新たな施設整備を行うまで継続する。新たな施設整備を計画する際には、施設規模に応じて積極的に熱利用することを検討する。また、エネルギーの効率回収の有効利用促進を検討する。

#### ④災害時対策

災害により発生した廃棄物は、一般廃棄物として「茨城県災害廃棄物処理計画（平成 29 年 2 月）」、「市町村災害廃棄物処理計画策定指針（平成 29 年 2 月）」に基づく「災害廃棄物処理計画」により、生活環境保全及び公衆衛生上支障のない方法で迅速に、かつ現有の人員、機材及び処理施設で対応することを基本とする。特に甚大な被害の場合は、構成市町村、県、他市町村及び廃棄物関係団体に対し、応援を求め、緊急事態に対処する。

災害時に発生する一般廃棄物の処理に関し、仮置場の管理運営体制及び搬入ごみの分別区分並びに情報が途絶えた中での市民への周知手段など、国の指針や県が策定した「災害廃棄物処理計画」に整合し、「市町村災害廃棄物処理計画策定指針」に基づく「笠間市災害廃棄物処理計画」を令和 2 年 6 月に策定している。

#### ⑤不法投棄

地域と一体となった普及啓発により、分別区分の徹底を進めるとともに、ボランティア監視委員ほか環境パトロールによる指導、県等関係機関との連携によるパトロールの強化や啓発看板の設置等を行い、不法投棄の防止を図る。

#### ⑥住宅医療廃棄物

住宅医療廃棄物は、廃棄物処理法第 6 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、市町村が一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における当該廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないように収集・運搬、及び処分しなければならないこととされている。現段階で最も望ましい処理方法として、注射針等の鋭利な物は医療関係者あるいは患者・家族が医療機関へ持ち込み、感染性廃棄物として処理する。その他の非鋭利な物は、令和元年度から笠間市が一般廃棄物として処理している。

#### (6) 浄化槽の整備

- ・合併浄化槽の整備については、表 2 のとおり行う。
- ・合併処理浄化槽の適正な維持管理を図るため、既存の合併処理浄化槽と併せて、茨城県水質保全協会と連携して適正な維持管理体制を確立する。

表 2 合併処理浄化槽の整備計画

事業	直近の整備済 基数（基） （令和元年度）	整備計画 基数 （基）	整備計画 人口 （人）	事業期間
浄化槽設置整備事業	88	360	1,125	令和3年度～ 5年度
合計	88	360	1,125	

#### (7) 単独処理浄化槽対策

単独処理浄化槽は汚濁負荷が高く、水質汚濁の要因となっていることから、既存の単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換を進める。

#### 4. 計画のフォローアップと事後評価

##### (1) 計画のフォローアップ

本市は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて本市、茨城県及び関東地方環境事務所と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画処理量等の見直しを行う。

##### (2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに協議会を開催し、計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

様式1

## 循環型社会形成推進交付金事業実施計画 総括表1

1 地域の概要

(1)地域名	笠間市	(2)地域内人口	75,316 人	(3)地域面積	240.25 km <sup>2</sup>	
(4)構成市町村等名	笠間市(笠間地区・友部地区・岩間地区)	(5)地域の要件	人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他			
(6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況						

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年度	過去の状況・現状(排出量に対する割合)					目標	
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	令和6年度	
排 出 量	事業系 総排出量(トン)	3,805	3,745	3,551	3,953	6,539	6,094	(H29比 -6.8%)
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	1.7	1.6	1.5	1.7	1.9	1.8	(H29比 -5.3%)
	生活系 総排出量(トン)	12,788	12,731	12,562	12,048	18,748	16,888	(H29比 -9.9%)
	1人当たりの排出量(kg/人)	248.1	247.1	244.4	235.1	328.0	234.0	(H29比 -28.7%)
	合 計 事業系家庭系排出量合計(トン)	16,593	16,476	16,113	16,001	25,287	22,982	(H29比 -9.1%)
再 生 利 用 量	直接資源化量(トン)	908 (5.5%)	902 (5.5%)	795 (4.9%)	645 (4.0%)	760 (3.0%)	780	(2.6%)
	総資源化量(トン)	2,371 (13.7%)	2,321 (13.5%)	2,162 (12.9%)	1,920 (11.5%)	3,866 (15.3%)	3,973	(2.8%)
エ ネ ル ギ 一 回 収 量	(年間の発電電力量 MWH)	-	-	-	-	-	-	-
	(年間の熱利用量 GJ)	-	-	-	-	-	-	-
最 終 処 分 量	埋立最終処分量(トン)	2,239 (13.5%)	2,201 (13.4%)	2,201 (13.7%)	2,213 (13.8%)	2,267 (9.0%)	2,071	(-6.2%)

※別添資料として指標と人口の要因に関するトレンドグラフを添付(添付資料1)

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

--

様式 1

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画 総括表 1

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

(1) 現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工年月	廃止又は休止(予定)年月	解体(予定)年月	想定される浸水深と対策	備考
ごみ焼却処理施設	笠間市環境センター	笠間市	ストーカ式	105t/日 (52.5t/16h×2炉)	H14.8	R10.3	R10.5	(浸水深0m)浸水対策なし	新設および解体一体事業
粗大ごみ処理施設	笠間市環境センター	笠間市	併用式	35t/5h	H14.8	R10.3	R10.5	(浸水深0m)浸水対策なし	
リサイクルセンター	笠間市環境センター	笠間市	圧縮梱包・保管	2t/5h	H12.4	R10.3	R10.5	(浸水深0m)浸水対策なし	
諏訪クリーンパーク	笠間市 諏訪クリーンパーク	笠間市		70,000m <sup>3</sup>	H7.5	R5		(浸水深0m)浸水対策なし	R5年度で現有施設の埋立終了による

(2) 更新(改良)・新設施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工予定年月	更新(改良)・新設理由	廃焼却施設解体の有無 (解体施設の名称)	廃焼却施設解体事業 着手(予定)年月 完了(予定)年月	想定される浸水深と対策	備考
諏訪クリーンパーク (第2期)	笠間市 諏訪クリーンパーク (第2期)	笠間市		48,600m <sup>2</sup>	R5.4	現有施設の埋立終了による			(浸水深0m) 浸水対策なし	
ごみ焼却施設	(仮称)笠間市環境センター	笠間市	未定	80t/日	R10.4	既存施設の老朽化及び安定的なごみ処理体系を維持するため	有 (笠間市環境センター)	着手予定 R10.5 完了予定 R11.3	(浸水深0m) 浸水対策なし	第2期計画
リサイクルセンター	(仮称)笠間市環境センター	笠間市	未定	15t/日	R10.4	既存施設の老朽化及び安定的なごみ処理体系を維持するため			(浸水深0m) 浸水対策なし	第2期計画

4 生活排水処理の現状と目標

指標・単位		過去の状況・現状						目標
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和6年度
総人口		78,344	77,815	77,271	76,665	76,068	75,316	71,930
公共下水道	汚水衛生処理人口	36,246	35,220	35,138	34,988	35,258	34,871	36,482
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	46.3%	45.3%	45.5%	45.6%	46.4%	46.3%	50.7%
集落排水施設等	汚水衛生処理人口	6,317	6,231	6,170	6,332	6,542	6,549	7,016
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	8.1%	8.0%	8.0%	8.3%	8.6%	8.7%	9.8%
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口	12,550	13,804	13,982	15,002	14,106	15,735	14,627
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	16.0%	17.7%	18.1%	19.6%	18.5%	20.9%	20.3%
未処理人口	汚水衛生未処理人口	23,231	22,560	21,981	20,343	20,162	18,161	13,805
		29.6%	29.0%	28.4%	26.5%	26.5%	24.1%	19.2%

※ 参考として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付のこと。

5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容			整備予定基数の内容			備考
		基数	処理人口	開始年月	基数	処理人口	目標年次	
合併浄化槽整備事業	笠間市	5,931	15,735	H3.4	360	1,125	令和6年度	

※ 計画地域内の施設の状況（現況、予定）を地図上に示したものを添付のこと。

### 循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表2

事業種別	事業番号 ※1	事業主体名 ※2	規模 単位	事業期間		総事業費(千円)					交付対象事業費(千円)					備考	
				開始	終了	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		
○マテリアルリサイクル等に関する事業						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
リサイクルセンター整備事業	3	笠間市		R7	R9	0						0					第2期計画
○エネルギー回収等に関する事業						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
ごみ処理施設整備事業	2	笠間市		R7	R9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	第2期計画
○最終処分に関する事業						1,569,873	0	0	291,296	1,278,577	0	1,260,028	0	0	291,296	968,732	0
最終処分場整備	1	笠間市	48,600 m	R3	R4	1,569,873	0	0	291,296	1,278,577	0	1,260,028	0	0	291,296	968,732	0
最終処分場再生事業						0						0					0
○浄化槽に関する事業						169,470	0	0	56,490	56,490	56,490	169,470	0	0	56,490	56,490	56,490
浄化槽整備		笠間市		R3	R5	169,470	0	0	56,490	56,490	56,490	169,470	0	0	56,490	56,490	56,490
浄化槽設置整備事業						0						0					0
○施設整備に関する計画支援事業						227,430	44,949	50,000	19,481	58,500	54,500	209,949	44,949	50,000	2,000	58,500	54,500
1の計画支援	1	笠間市		R1	R4	114,430	44,949	50,000	19,481	0	0	96,949	44,949	50,000	2,000	0	0
エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業及びマテリアルリサイクル推進施設整備事業に係る施設計画策定業務	2	笠間市		R4	R5	27,000	0	0	0	13,500	13,500	27,000	0	0	0	13,500	13,500
エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業及びマテリアルリサイクル推進施設整備事業に係る生活環境影響調査	3	笠間市		R4	R5	62,000	0	0	0	31,000	31,000	62,000	0	0	0	31,000	31,000
エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業及びマテリアルリサイクル推進施設整備事業に係る用地測量、地質調査	4	笠間市		R4	R4	14,000	0	0	0	14,000	0	14,000	0	0	0	14,000	0
エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業及びマテリアルリサイクル推進施設整備事業に係る発注仕様書等作成業務	5	笠間市		R5	R6	10,000	0	0	0	0	10,000	10,000	0	0	0	0	10,000
<b>合計</b>						<b>1,966,773</b>	<b>44,949</b>	<b>50,000</b>	<b>367,267</b>	<b>1,393,567</b>	<b>110,990</b>	<b>1,639,447</b>	<b>44,949</b>	<b>50,000</b>	<b>349,786</b>	<b>1,083,722</b>	<b>110,990</b>

※1 事業番号については、計画本文3(3)表4に示す事業番号及び様式3の施設整備に関する事業番号と一致させること。また、様式3に示す施策のうち関連するものがあれば、合わせて番号を記入すること。  
 ※2 広域連合、一部事務組合等については、欄外に構成する市町村を注記すること。  
 ※3 実施しない事業の欄は削除して構わない。  
 ※4 同一施設の整備であっても、交付金を受ける事業主体ごとに記載する。  
 ※5 事業が地域計画を跨ぐ場合は備考欄に全体の事業期間を記載すること。なお、事業期間は交付対象外部分のみを行う期間も含む。  
 ※6 廃焼却施設の解体と新施設の建設を異なる事業主体が実施する場合は、それぞれの事業費を記載すること。

## 施設概要（最終処分場系）

都道府県名 茨城県

(1) 事業主体名	笠間市		
(2) 施設名称	笠間市諏訪クリーンパーク（第Ⅱ期）		
(3) 工期	令和 3 年度 ～ 令和 4 年度		
(4) 処分場面積、容積	総面積 40,133 m <sup>2</sup>	埋立面積 11,000 m <sup>2</sup>	埋立容積 48,600 m <sup>3</sup>
(5) 処分開始年度 及び終了年度	埋立開始年度 令和 5 年度(2023 年度) 埋立終了年度 令和 19 年度(2037 年度)		
(6) 跡地利用計画	未定		
(7) 地域計画内の役割	一般廃棄物の適正処理及び最終処分		
(8) 廃焼却施設解体 工事の有無	有 無		
(9) 総事業計画額※1	1,569,873 千円 うち、交付対象事業費 1,260,028 千円		

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の全額を記載し、全体の金額を括弧書きにすること。



## 施設概要（浄化槽系）

都道府県名 茨城県

(1) 事業主体名	笠間市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽の設置に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
(4) 事業期間	令和3年度～令和5年度
(5) 事業対象地域の要件	人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪、山村 半島 過疎 その他 該当する対象地域を選択する。
(6) 事業計画額	交付対象事業費 169,470千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

区分	交付対象基数 (1,125人分)	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	180基 (450人分)	384	69,120	69,120
6～7人槽	150基 (525人分)	462	69,300	69,300
8～10人槽	30基 (150人分)	585	17,550	17,550
11～20人槽	基 (人分)			
21～30人槽	基 (人分)			
31～50人槽	基 (人分)			
51人槽以上	基 (人分)			
宅内配管費	9基	300千円	2,700千円	2,700千円
撤去費	120基	90千円	10,800千円	10,800千円
改築費 (災害)				
改築費 (長寿命化)				
合計	360基 (1,125人分)		169,470	169,470

## 計 画 支 援 概 要

都道府県名 茨城県

(1) 事業主体名	笠間市
(2) 事業目的	笠間市諏訪クリーンパーク(第Ⅱ期) 施設整備のため
(3) 事業名称	笠間市諏訪クリーンパーク(第Ⅱ期)施設整備に係る計画支援事業
(4) 事業期間	平成 31～令和 3 年度
(5) 事業概要	①施設整備基本計画 ②生活環境影響調査 ③地質調査 ④測量調査 ⑤施設基本設計・実施設計 ⑥浸出水処理施設発注支援
(6) 総事業計画額 ※1	192,589 千円 うち、交付対象事業費 104,949 千円

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の金額を記載し、全体の金額を括弧書きにすること。

## 計画支援概要

都道府県名 茨城県

(1) 事業主体名	笠間市			
(2) 事業目的	エネルギー回収型廃棄物処理施設整備及びマテリアルリサイクル推進施設整備のため			
(3) 事業名称	エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業及びマテリアルリサイクル推進施設整備事業に係る施設計画策定業務	エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業及びマテリアルリサイクル推進施設整備事業に係る生活環境影響調査	エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業及びマテリアルリサイクル推進施設整備事業に係る用地測量、地質調査	エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業及びマテリアルリサイクル推進施設整備事業に係る発注仕様書等作成業務
(4) 事業期間	R4～R5	R4～R5	R4～R4	R5～R6
(5) 事業概要	施設計画策定	生活環境影響調査	用地測量、地質調査	発注仕様書等作成
(6) 総事業計画額 ※1	27,000千円 うち、交付対象 事業費 27,000千円	62,000千円 うち、交付対象 事業費 62,000千円	14,000千円 うち、交付対象 事業費 14,000千円	10,000千円 (全体 20,000千円) うち、交付対象 事業費 10,000千円 (全体 20,000千円)

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の金額を記載し、全体の金額を括弧書きにすること。

別添 1 主な指標のトレンドグラフ（一般廃棄物の減量化・再利用の現状と目標）

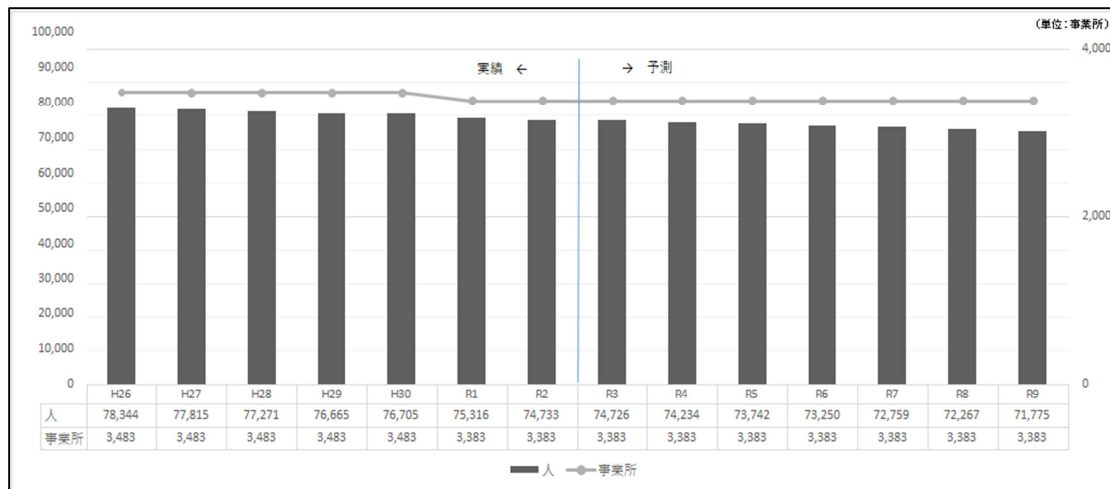


図 1 人口及び事業所数の推移

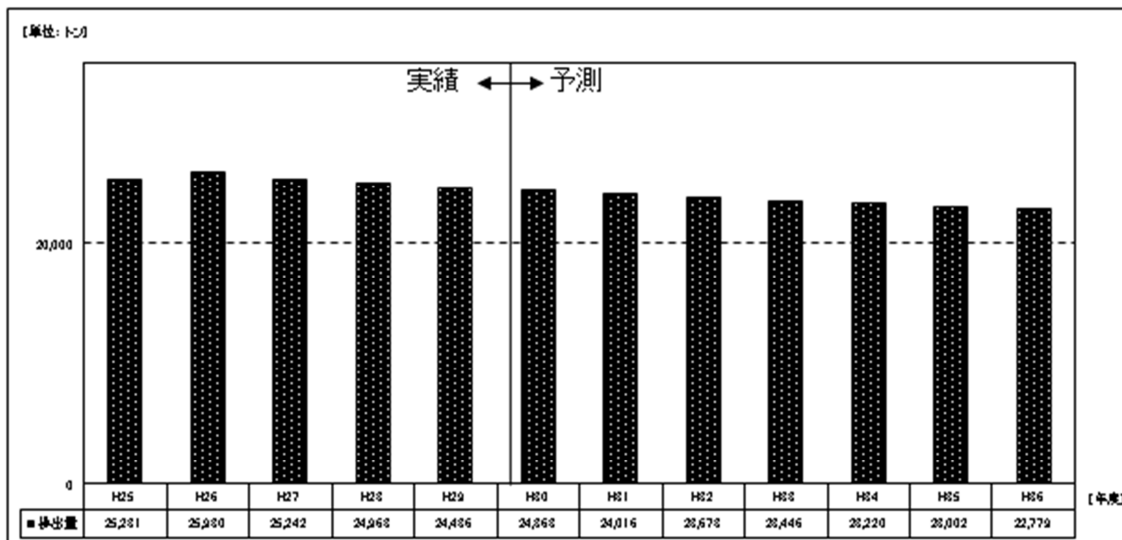


図 2 ごみ排出量の推移（その 1）

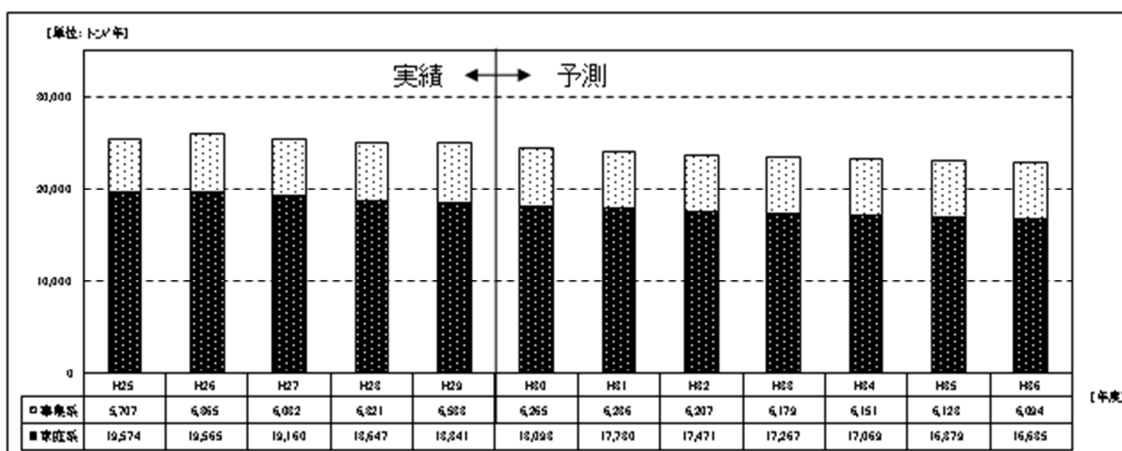


図 3 ごみ排出量の推移（その 2）

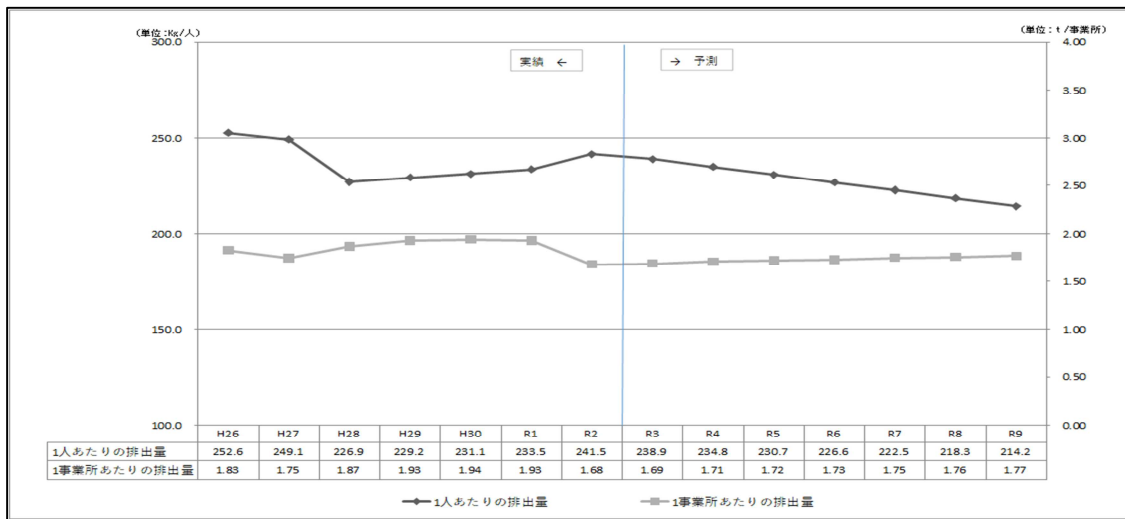


図4 1人あたり、1事業者あたりの排出量の推移

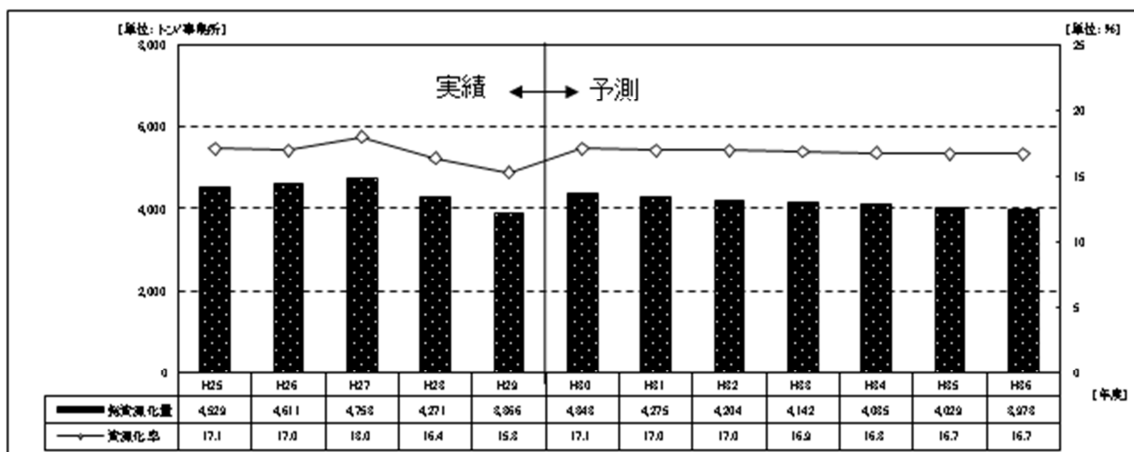


図5 総資源化量と資源化率の推移

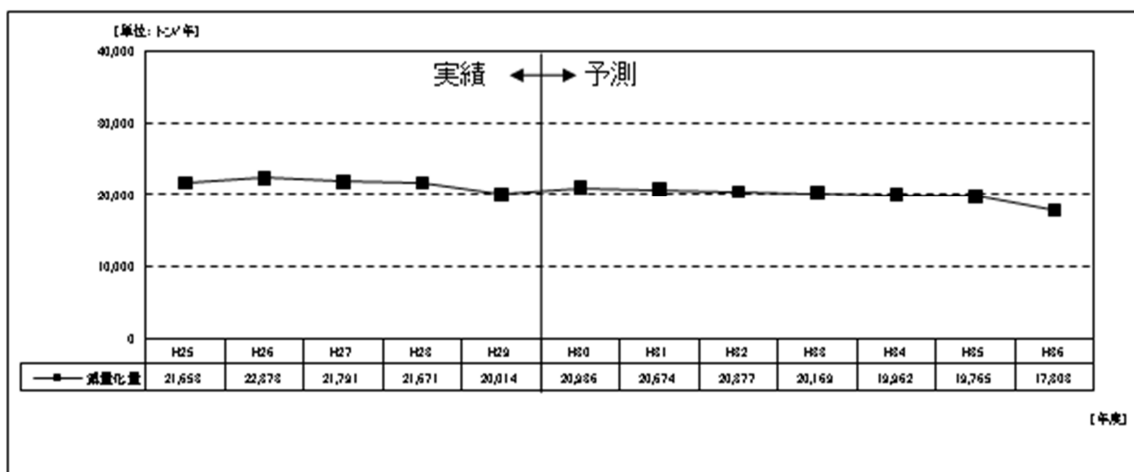


図6 中間処理による減量化量の推移

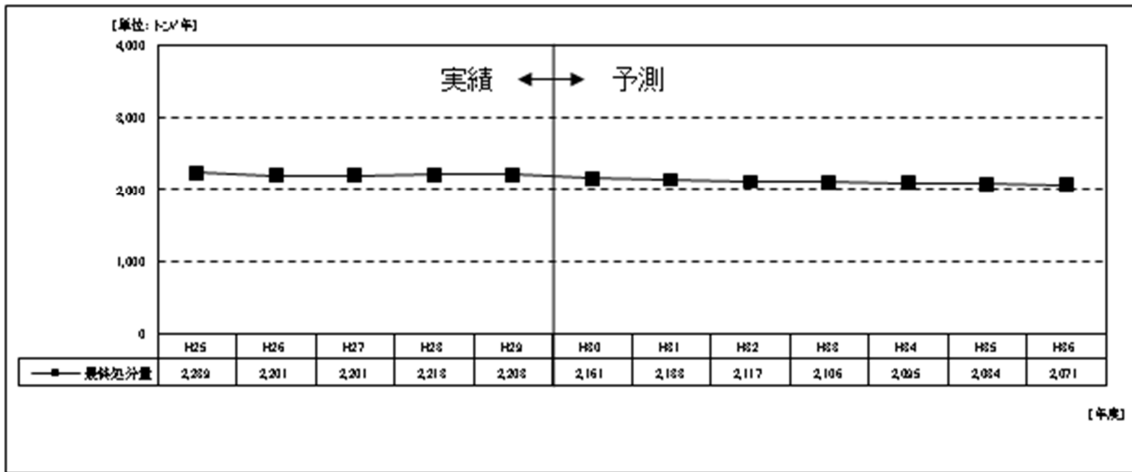
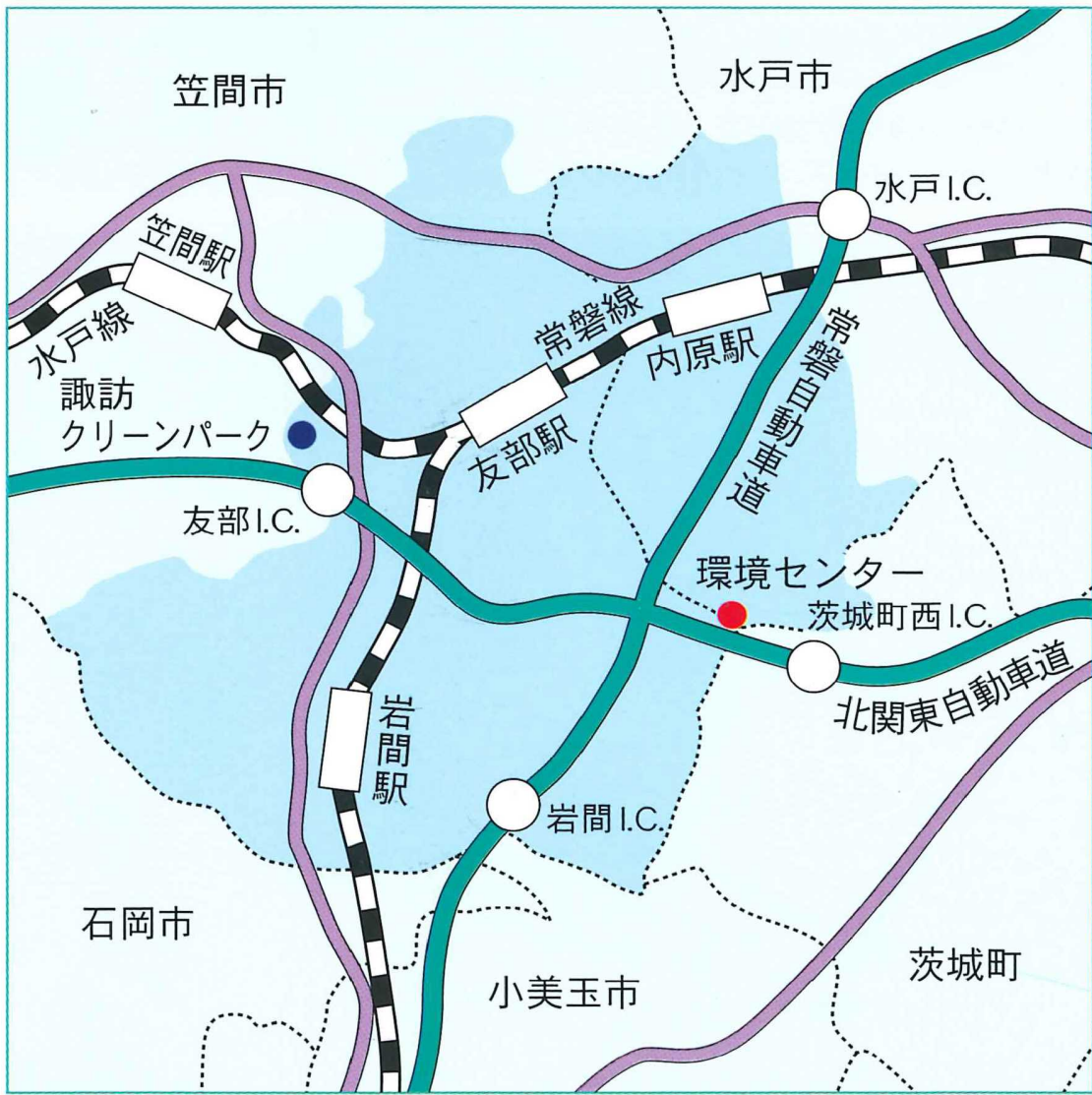


図7 最終処分量の推移

別添 2 一般廃棄物処理施設配置図



### 別添 3 現有施設の概要

本市の現有施設については表 1 から表 4 のとおりである。

各施設の災害対策については「笠間市地域防災計画」（平成 19 年 12 月策定、令和 3 年 2 月改定）及び「笠間市災害廃棄物処理計画」（令和 2 年 6 月策定）に基づき、適正かつ迅速な処理体制の整備を図る。

#### 1) ごみ焼却処理施設

ごみ焼却処理施設は、稼働開始後 29 年が経過している。ごみ焼却処理施設の概要を、表 1 に示す。

表 1 ごみ焼却処理施設の概要

施設名称	笠間市環境センター
所有者	笠間市
処理対象物	可燃ごみ
規模	105 t/日 (52.5 t/16h × 2 炉)
焼却方式	准連続燃焼式焼却炉
処理方式	ストーカ式
余熱利用	場内・外給湯
稼働開始年	平成 4 年 8 月

#### 2) 粗大ごみ処理施設

粗大ごみ処理施設は、不燃ごみ・粗大ごみを処理している。稼働開始後 29 年が経過している。粗大ごみ処理施設の概要を表 2 に示す。

表 2 粗大ごみ処理施設の概要

施設名称	笠間市環境センター
所有者	笠間市
処理対象物	不燃ごみ、粗大ごみ
規模	35 t /5 h
処理方式	併用施設（乾式回転式破砕機）
稼働開始年	平成 4 年 8 月



### 3) 資源化施設

資源化施設は、稼働開始後 21 年が経過している。資源化施設の概要を表 3 に示す。

表 3 資源化施設の概要

施設名称	笠間市リサイクルセンター
所有者	笠間市
処理対象物	資源物
規模	2 t / 5 h
処理方式	資源物保管施設（圧縮梱包方式）
稼働開始年	平成 12 年 4 月

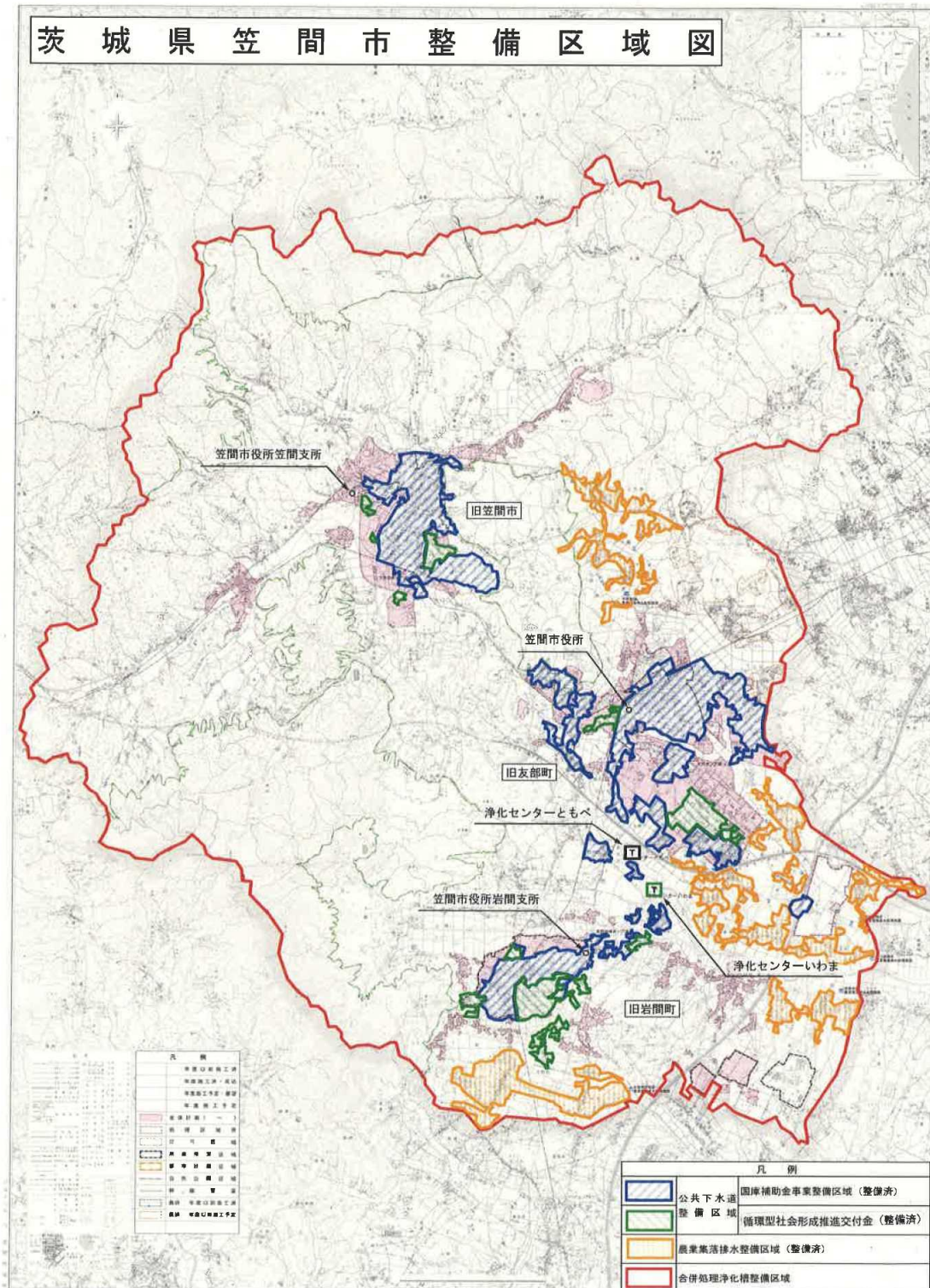
### 4) 最終処分場

最終処分場は、第 I 期分を令和 5 年度途中まで使用し、その後、第 II 期分の埋立を開始する予定となっている。最終処分場の概要を表 4 に示す。

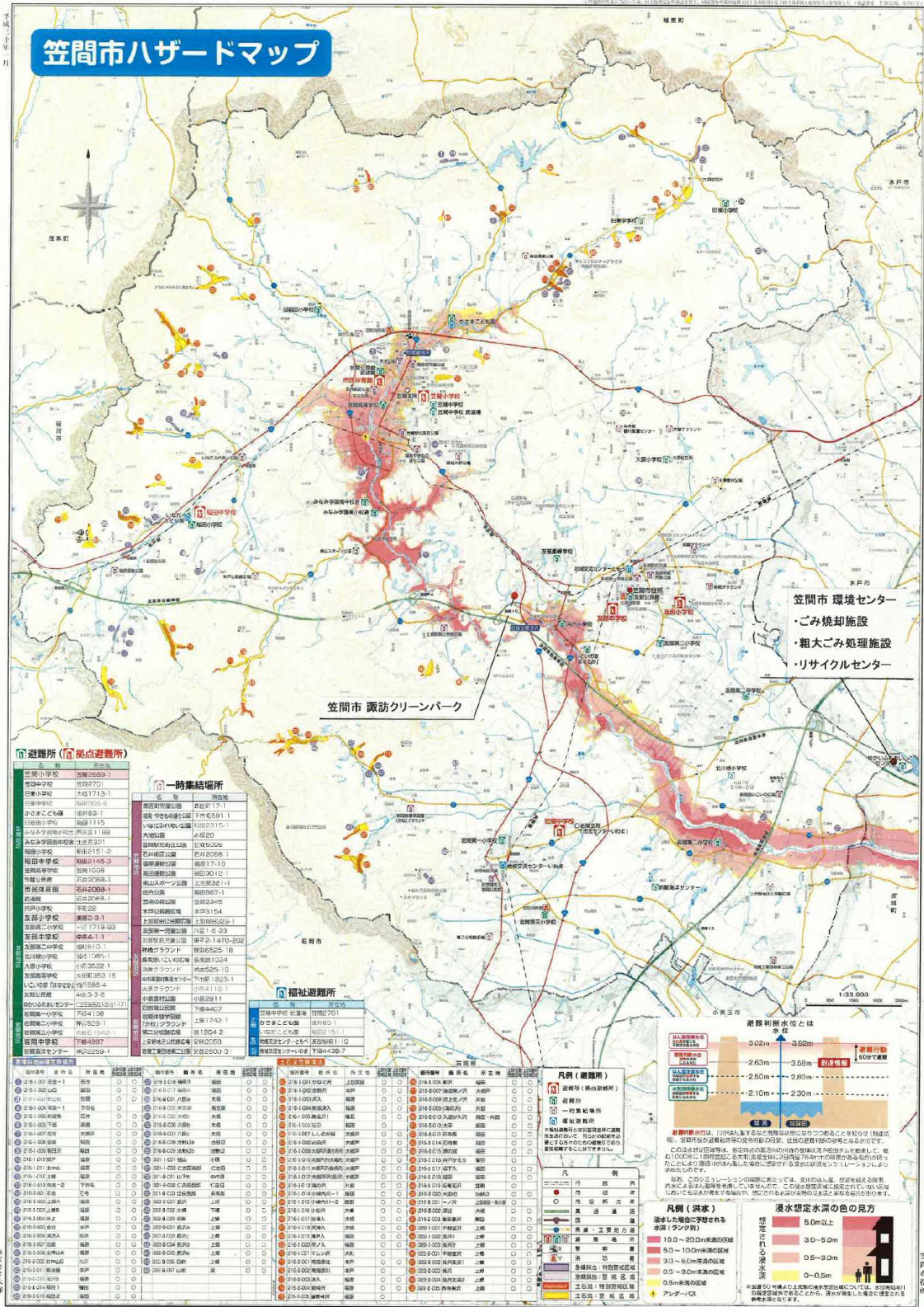
表 4 最終処分場の概要

施設名称	笠間市諏訪クリーンパーク（第 I 期）
所有者	笠間市
処理対象物	焼却残さ、不燃残さ
埋立面積	9,500m <sup>2</sup>
計画埋立容量	70,000m <sup>3</sup>
稼働開始年	平成 7 年 5 月

別添4 浄化槽設置整備事業区域図



別添5 笠間市ハザードマップ



笠間市ハザードマップ

笠間市 環境センター  
 ・ごみ焼却施設  
 ・粗大ごみ処理施設  
 ・リサイクルセンター

笠間市 諏訪クリーンパーク

避難所 (高地点避難所)

名称	座標
笠間小学校	東経139°29'00.000"
笠間中学校	東経139°27'00.000"
田代小学校	東経139°17'15.000"
かきまこと児童館	東経139°29'00.000"
かきまこと小学校	東経139°11'15.000"
かきまこと小学校(旧) 西向き1188	東経139°29'00.000"
かきまこと小学校(旧) 東向き1188	東経139°11'15.000"
福田小学校	東経141°51'2.000"
福田中学校	東経141°55'3.000"
菅原小学校	東経141°55'3.000"
菅原中学校	東経141°55'3.000"
菅原小学校(旧)	東経141°55'3.000"
菅原中学校(旧)	東経141°55'3.000"
菅原小学校(新)	東経141°55'3.000"
菅原中学校(新)	東経141°55'3.000"
菅原小学校(旧) 西向き1188	東経141°55'3.000"
菅原小学校(旧) 東向き1188	東経141°55'3.000"
菅原中学校(旧) 西向き1188	東経141°55'3.000"
菅原中学校(旧) 東向き1188	東経141°55'3.000"
菅原小学校(新) 西向き1188	東経141°55'3.000"
菅原小学校(新) 東向き1188	東経141°55'3.000"
菅原中学校(新) 西向き1188	東経141°55'3.000"
菅原中学校(新) 東向き1188	東経141°55'3.000"
菅原小学校(旧) 西向き1188	東経141°55'3.000"
菅原小学校(旧) 東向き1188	東経141°55'3.000"
菅原中学校(旧) 西向き1188	東経141°55'3.000"
菅原中学校(旧) 東向き1188	東経141°55'3.000"
菅原小学校(新) 西向き1188	東経141°55'3.000"
菅原小学校(新) 東向き1188	東経141°55'3.000"
菅原中学校(新) 西向き1188	東経141°55'3.000"
菅原中学校(新) 東向き1188	東経141°55'3.000"
菅原小学校(旧) 西向き1188	東経141°55'3.000"
菅原小学校(旧) 東向き1188	東経141°55'3.000"
菅原中学校(旧) 西向き1188	東経141°55'3.000"
菅原中学校(旧) 東向き1188	東経141°55'3.000"
菅原小学校(新) 西向き1188	東経141°55'3.000"
菅原小学校(新) 東向き1188	東経141°55'3.000"
菅原中学校(新) 西向き1188	東経141°55'3.000"
菅原中学校(新) 東向き1188	東経141°55'3.000"

一時集結場所

名称	座標
笠間市民会館	東経139°27'00.000"
笠間市立図書館	東経139°27'00.000"
笠間市立体育館	東経139°27'00.000"
笠間市立公民館	東経139°27'00.000"
笠間市立生涯学習センター	東経139°27'00.000"
笠間市立児童館	東経139°27'00.000"
笠間市立青年センター	東経139°27'00.000"
笠間市立老人センター	東経139°27'00.000"
笠間市立障害者センター	東経139°27'00.000"
笠間市立子育て支援センター	東経139°27'00.000"
笠間市立生涯学習センター	東経139°27'00.000"
笠間市立児童館	東経139°27'00.000"
笠間市立青年センター	東経139°27'00.000"
笠間市立老人センター	東経139°27'00.000"
笠間市立障害者センター	東経139°27'00.000"
笠間市立子育て支援センター	東経139°27'00.000"

福祉避難所

名称	座標
笠間市立生涯学習センター	東経139°27'00.000"
笠間市立児童館	東経139°27'00.000"
笠間市立青年センター	東経139°27'00.000"
笠間市立老人センター	東経139°27'00.000"
笠間市立障害者センター	東経139°27'00.000"
笠間市立子育て支援センター	東経139°27'00.000"

